

有給休暇のルール

■有給休暇の申請期限の件

申請期限は、原則5日前までに各リーダーに申請してください。

やむを得ない理由があってぎりぎりになって申請書を提出することになった場合、上司と会社が申請を受理すれば有給休暇は認められます。

■半有給の件

半有給は、9:00～14:00 or 14:00～18:00 です。

有給休暇日数より0.5日を消化することになります。

上記ご理解の上、申請の方よろしくお願ひいたします。

また、昼休憩を返上して13:00まで働いてから帰る場合は13:00帰社でもOKですが、その旨を担当上司に報告し、上司はそれを管理してください。

でないと、なんであの13時に帰ったの？って思われてしまうので。

*パートさんには半有給は適応されません。

■病気欠勤の有給休暇取得について

病気等で欠勤があり、その日を有給休暇で処理したい場合は、欠勤の日から3日以内に有給休暇申請書を各リーダーに提出してください。

*原則に反する内容のため行使できるのは社員のみになります。

※期限内に提出がない場合は、給与計算の関係もあり有給休暇処理はできません。